

融資資金用途詳細内訳表

令和 年 月 日

船橋市長あて

融資申込者：

取扱金融機関が申込者からの聞き取りにより記入した場合は、
記入者の氏名と印

銀行 支店 氏名：

※資金の用途として「市外」の事業所に係る経費は認められませんので、ご注意ください（市内と市外に事業所がある事業者については、資金用途として認められるものは、市内の事業所のみとなります）。

[該当規則] 当該資金を市内の事業所に係る設備及び運転に要する経費に充てなければならない。（船橋市中小企業融資規則第12条）

運転資金申込に係る詳細

科目	金額
給与手当	円
賞与	円
仕入費	円
外注費	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

※決算書や試算表等をもとに根拠のある金額を記入してください。

※資金用途が給与手当等以外の経費（広告宣伝費、賃借料、消耗品費等）の場合は、上記の欄に適宜追加し記載してください。

※役員報酬や租税公課等、資金用途として認められないものがございます。
詳細については、リーフレット「資金用途の制限」等をご確認ください。

設備資金申込に係る詳細

■ **設備種別**（下記のいずれかに○をし、その他の場合は詳細を記入して下さい。）

建物新築 ・ リフォーム ・ 機械購入 ・ 車両購入 ・ その他（_____）

■ **車両購入の場合**（下記のいずれかの□にチェック。下記以外に当たる場合は原則不可）

トラック・タクシー等（緑ナンバー等） 工事・福祉用（パワーショベル等） 商用車（ナンバーが1（普通貨物）、2（11人以上普通）、4（貨物車両）） 車検登録が法人名である

最終見積額（合計）A	設備資金上限	融資上限額
円	A × 9割 =	円

金額
>= _____ 円

船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱に基づく金額

金額 _____ 円

